公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７３４号
札幌市東区東苗穂４条２丁目２番１―703号
債務者　二木　俊教
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４０号
札幌市豊平区旭町２丁目１番12―707号
債務者　氏家　真樹
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４８号
札幌市西区山の手５条５丁目１番１号　札幌太田病院
債務者　熊谷　規生
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６８号
北海道恵庭市有明町１丁目４番18―401号
債務者　吉田　　優
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７７９号
札幌市東区北21条東22丁目３番16号
債務者　渋谷志鶴子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９２号
札幌市豊平区中の島１条８丁目１番12号　フォレスト中の島３号
債務者　櫻田　新一
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
山形県酒田市東町１丁目11番地の12
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２０８号
群馬県前橋市山王町１―７―12　５号室、住民票上の住所群馬県前橋市山王町１丁目29番地９
債務者　田邉　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９号
群馬県前橋市山王町１―７―12　５号室、住民票上の住所群馬県前橋市山王町１丁目29番地９
債務者　田邉　国博
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３２号
群馬県伊勢崎市上田町171番地８
債務者　菊池　英二
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
岐阜県多治見市長瀬町24番地の15
債務者　細川由美子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６５号
岐阜県恵那市中野方町4437番地30
債務者　山内いづみ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２９５号
静岡県駿東郡清水町徳倉776番地の５　プロスペリティＳ201、前住所静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　県営徳倉団地２棟204号
債務者　勝又　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
静岡県駿東郡長泉町納米里484番地　マーメゾンＫ103号
債務者　杉江　和代
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
静岡県田方郡函南町仁田687番地の５　コーポ85―201
債務者　小玉　愛子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
静岡県沼津市獅子浜53番地の３、前住所静岡県沼津市本字下一丁田889番地の３
債務者　伊藤　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係